

議員提出議案第7号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年3月26日提出

議会運営委員会委員長 厚 地 弘 行

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条企画総務常任委員会の項中「、債権管理課」を削る。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。